市内指定障害福祉サービス事業所 市内指定障害者支援施設 市内指定特定相談支援事業所 市内指定一般相談支援事業所

管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和3年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について(通知)

日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費等の算定にあたっては、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定により、前年度の実績を届出ることにより、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することになっています。

このため、提出の必要な事業所(下記参照)については、<u>令和2年度における利用実績等に基づき、令</u>和3年度の各加算等の算定状況を御提出くださいますようお願いいたします。

<提出の必要がある事業所等>

- (1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実施し、特定事業所加算、福祉・介護職員処遇改善加算又は福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定する事業所
- (2) 療養介護を実施するすべての事業所
- (3) 生活介護を実施するすべての事業所
- (4) 共同生活援助を実施するすべての事業所
- (5) 施設入所支援を実施するすべての障害者支援施設
- (6) 自立訓練(生活訓練(宿泊型を含む)、機能訓練)を実施するすべての事業所
- (7) 就労移行支援を実施するすべての事業所
- (8) 就労継続支援A型、就労継続支援B型を実施するすべての事業所
- (9) 短期入所事業所を実施するすべての事業所
- (10) 地域移行支援を実施するすべての事業所
- (11) 就労定着支援を実施するすべての事業所
- (12) 自立生活援助を実施するすべての事業所
- (13) 計画相談支援を実施し特定事業加算等を算定する事業所
- ※障害者支援施設で実施する昼間実施サービスも該当するサービス種類ごとにすべての届出の提出が必要です。
- ※地域定着支援を実施する事業所については、届出の必要はありません。

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3.川崎市からのお知らせ」

- →「8. 体制届、処遇改善加算のお届け」
- ※様式は県内共通です。宛名を「川崎市長」に設定する必要がありますので御注意ください。
- ※障害者と障害児で書式が異なりますので御注意ください。

<提出期限> 令和3年4月15日(木)必着

- <提出先>
- ○郵送の場合

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当 宛

〇持参の場合

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 ソリッドスクエア西館 10 階 ※ F A X、メールでの御提出は受付いたしません。

<留意事項>

<u>〇記載方法等にかかるお問合せは以下に掲載されている「FAX質問票」を用いて御連絡ください。確認</u> <u>次第回答いたします。なお、電話、メールでのお問合せは対応いたしませんことを御了承ください。</u> 【掲載先】

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ \rightarrow 3. 川崎市からのお知らせ \rightarrow 1 0. 各種様式(請求、事故報告関連) \rightarrow 1. 共通 \rightarrow 2017/03/23 FAX 質問票

- ○本市以外に所在する事業所については、当該政令指定都市・中核市へ御提出ください(本市より転送等をいたしません)。
- 〇現在掲載されている令和3年度版の最新の様式を使用して、御提出ください。
- 〇令和3年度分の福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の届出については、算定される事業 所のみ届出が必要となります。届出の締切は、令和3年4月15日(木)必着です。令和3年度分の福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の案内の詳細や様式、事務処理手順、周知用リーフレットについては以下の箇所に掲載しています。

【掲載先】

障害福祉サービスかながわトップページ→書式ライブラリ \rightarrow 6. お知らせ(県内共通) \rightarrow 3. 福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ

障害者施設指導課事業者指定担当

FAX: 044 (200) 3932